

想像地図創作規定

第1章 総則

第1条 目的

この規定は、想像地図研究所(以下、「当研究所」)において、作品たる「想像地図・城栄」の創作開始以来続けられている習慣等を明文化することにより、創作活動を合理的・精密・厳密にそして矛盾なく円滑に行うことに寄与することを目的とする。

第2条 定義

- 「想像地図・城栄」とは、当研究所が創作を行う、架空国家「城栄国」の地図およびそれに付随する世界観および設定などを含む名称であって、単に創作活動の結果として作られる架空地図作品のみの名称ではない。適宜「想像地図」という略称を用いることができる。ただし、地図作品ではなく世界観のみを指し示す場合は、「想像地図世界」または「地図世界」と称することがある。
- 「原盤地図」とは、想像地図の基本となる手描き地図で、縦向きのA4用紙を上下左右に結合して作られる地図全体のことをいう。
- 「複写地図」とは、原盤地図をスキャンにより電子化し、集成または編集を行って作成した地図の総称をいう。
- 「図葉」とは、原盤地図または複写地図の一部を長方形に抜き出した地図をいう。原盤地図を構成する1枚1枚のA4用紙もこの定義に当てはまり、これを「原盤図葉」という。

第2章 創作の方法

第3条 縮尺

原盤地図の縮尺は、原盤図葉の A4 用紙 1 枚の縦方向が 2970 m, 横方向が 2100 m を表すような縮尺であると定義する。

原盤地図にもとづき、複写地図の一種である広域精密図(縮尺 10 万分の 1)を作成し、これを複写地図の基準とする。

第4条 配色

配色は配色規定で別途定める。

第5条 図法

図法は、東経 135 度線を中央経線とする修正型正弦曲線図法を用いる。このため図葉の横の境界線は常に緯線と平行だが、縦の境界線は、東経 135 度線を除いて全て平行ではない。

第6条 描画媒体

原盤図葉には、丸住製紙社製の A4 用紙「やしま 1」を用いるものとし、各図葉間の結合においてはスコッチ社製の 12mm 幅の透明粘着テープを用いるものとする。

第7条 番号制

全ての原盤図葉には、番号制に基づいて固有の番号が与えられ、これを「図葉番号」と称する。

北方向に n 番目かつ東方向に m 番目の位置にある図葉の番号を「 $Nn Em$ 」とする。

なお、 $n < 0$ のときは n の負号を外して N を S に、 $m < 0$ のときは m の負号を外して E を W にそれぞれ置き換えるものとする(例:北方向に -10 番目・東方向に 50 番目の図葉は「 $S10 E50$ 」)。

番号と経緯の関係は、番号が「 $N0 E200$ 」(北方向に 0 番目・東方向に 200 番目)の図葉の上端線が北緯 36 度線、右端線が東経 135 度線となるような位置と定義する。

なお、番号の N の数字を「南北番号」、これが同じである図葉の集合を「行」、 E の数字を「東西番号」、これが同じである図葉の集合を「列」と称する。

第8条 連続描画の原則

描画は、全ての原盤図葉が結合された状態で行わなければならない。ただし、海上であって、なおかつ描画すべき地物が 10km 以上にわたって存在しない場所においてはこの限りではない。

第9条 南北一軸の原則

原盤図葉の結合において、当該部分が海上であって、なおかつ描画すべき地物が 10km 以上にわたって存在しない場所である場合の他は、以下に示すような結合の形を作ってはならない。

- ・ 原盤図葉がない部分が、上または下から食い込んだような形状
- ・ 四方を原盤図葉によって囲まれた、原盤図葉のない部分が島状になったもの

なお、原盤図葉がない部分が、左または右から食い込んだような形状の結合の形を作ることに制限を設けない。

第10条 原盤地図の分割

原盤地図は非常に大きいため、構成するすべての図葉を結合すると扱いが困難となる。このため、原盤地図は以下の規則に従って分割する。原則として、以下の条件に当てはまる図葉境界線を結合しない。

1. 東西番号が 10 の倍数となる図葉と、そのすぐ右側に接する図葉との間
2. 南北番号が 25 の倍数でありなおかつ 50 の倍数でない図葉と、そのすぐ上側に接する図葉との間

標準的には、東西 10 枚×南北 50 枚 = 500 枚の原盤図葉からなる図冊ができる。

以下に当てはまる場合は例外とし、前述の条件に当てはまっても分割しない。

- ・ 1 の原則を適用した結果、構成する原盤図葉の数が 10 枚未満の図冊が生じる場合
- ・ 2 の原則を適用した結果、構成する原盤図葉の数が 50 枚未満の図冊が生じる場合

この条文に従ったことにより発生する分割線は、結合されているものと見なし、これを擬制結合と呼ぶ。

なお、分割された地図の束のことを図冊と呼ぶ。

第 11 条 変更禁止

地図も設定もいずれについても、既に創作したものは後から変更することはできない。ただし、以下の場合を除く。

- ・ 第 12 条に基づく地図の改訂
- ・ 第 13 条に基づき矛盾や不合理を解消する目的で行われる変更

第 12 条 改訂

適宜に地図を改訂することにより、地図世界内の地物の変化を地図に反映すべきである。

第 13 条 矛盾の解消

地図や設定における矛盾や不合理な部分は、地図の完成までに修正してこれを解消しなければならない。

第 14 条 災害

地図世界内における災害の発生日は、作者が現実何らかの災難に遭遇した日付と同一の日のみに設定することができる。ただし、作者が生誕よりも前、または作者の記憶のない時代に関してはこの限りではない。

第 15 条 実在の事物との関係

地図世界内の地名・人名・団体名などに類する固有名詞は、現実世界のそれとは一切無関係であるものとする。

第 16 条 (施行日)

本規定は 2016 年 6 月 29 日より施行する。